

成人の取扱いについて

行政調査票（３－２）８（６）、（３－３）３（６）学級講座の対象別「成人一般対象」における「成人」とは、満１８歳以上を指します。

よくある質問の問２３には「満２０歳以上」と記載しておりますが、「満１８歳以上」の誤りです。

申し訳ございません。

正

問 23 学級講座の対象者について「青少年」及び「成人」とはどのような定義なのでしょうか？

答 「青少年」については、０歳からおおむね３０歳未満までの年齢層にある男女を指します。
（青少年育成施策大綱（平成２０年１２月１２日青少年育成推進本部決定）による）
「成人」については、満 **18** 歳以上の男女を指します。

誤

問 23 学級講座の対象者について「青少年」及び「成人」とはどのような定義なのでしょうか？

答 「青少年」については、０歳からおおむね３０歳未満までの年齢層にある男女を指します。
（青少年育成施策大綱（平成２０年１２月１２日青少年育成推進本部決定）による）
「成人」については、満 20 歳以上の男女を指します。